平成２３年（フ）第１５０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地50メゾンサンライズ205号、旧住所岩手県八幡平市荒屋新町22番地１
債務者　中村　　満
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５４号
盛岡市本宮２丁目34番39号
債務者　伊澤智恵子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６３号
岩手県盛岡市黒石野３丁目15番27号
債務者　岩脇　　将
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５９号
富山県滑川市法花寺511番地１　ハイパーノースランド滑川店社員寮102
債務者　髙橋由季乃
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
高知県宿毛市与市明12番18号　谷本アパート２号室、住民票上の住所高知県宿毛市与市明12番18号　谷本アパート１号室
債務者　難波　真人
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１８号
高知県宿毛市自由ケ丘５番17号
債務者　近澤　　茜
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２３号
高知県四万十市鍋島1390番地
債務者　山本　左智
１　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１５１５号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目10番５―304号
債務者　末吉　美紀
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６７号
大阪府門真市脇田町２番７―104号
債務者　中西夕紀子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市武１丁目28番８号　２Ｆ
債務者　金丸　浩三
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番３―204号
債務者　松田　博樹
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３８号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目20番地152菱刈テラスハウスＢ吉田方
債務者　岩本　幸代
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目20番５―104号
債務者　井柳　ワカ
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８３３号
熊本市城山大塘１丁目15番13―302号
債務者　田邉　鈴子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１号
熊本市健軍１丁目11番６号　ゆたか荘６号
債務者　川俣　眞弓
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１９号
熊本県人吉市上田代町1020番地
債務者　板橋真由美
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３１号
熊本市島崎５丁目29番43号
債務者　奥田みな子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８号
松江市上乃木８丁目２番28―13号
債務者　大島　ふみ
１　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
松江地方裁判所民事部